

災害時要援護者制度への登録について

災害が発生した時に、自分の力では避難することが困難な方などを支援する「災害時要援護者支援制度」への登録申請を受付けています。災害時、自力での避難に不安がある方、家族の不在時に避難が困難な方など、ご申請ください。

申請内容を基に『災害時要援護者台帳』を作成し、災害時の避難支援に活用します。（※災害時要援護者台帳は、直島町防災担当課、消防団、民生児童委員等に必要に応じて開示します。）

登録を希望される方は、

住民福祉課に「災害時要援護者登録申請書」をご提出ください。申請について、ご不明なことや相談したいことがございましたら、住民福祉課までご相談ください。

役場窓口までお越しいただくことが困難な場合には担当職員が、ご訪問させていただきますので、お気軽にご相談ください。



近年、各地で地震による災害や、台風・豪雨による土砂災害などが頻発しています。

災害発生直後は、行政の災害対応力が十分機能しないことが考えられることから、高齢者や障害者などの要援護者の避難支援については、地域での助け合いが大変重要となります。地域における自主防災活動などを組織的かつ積極的に展開し、平常時から要援護者に最も身近な組織である自主防災組織等において、災害時における要援護者対策について準備しておくことが重要です。

お問い合わせ：

直島町住民福祉課 087-892-3400